

第 2 回  
新町名称候補選考及び  
議会議員の定数任期小委員会  
会 議 録

平成 1 6 年 6 月 2 8 日

十勝中央合併協議会

# 第2回新町名称候補選考及び 議会議員の定数任期小委員会

## 議事日程

第2回新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会  
(平成16年6月28日 14時04分 開会)

日程第1	開会	3分
日程第2	会議録署名委員の指名 (諸般の報告)	3分
日程第3	議案第4号 新町名称候補選考に関するスケジュールの変更 について	3分
日程第4	議会議員の定数任期に関する3町村の検討状況について	4分
日程第5	選挙区定数の選択パターンについて	11分
日程第6	閉会	16分

# 会 議 録

## 第 2 回新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会

- 1 . 開催年月日 平成 1 6 年 6 月 2 8 日
- 2 . 招集の場所 更別村ふるさと館大会議室
- 3 . 開会 6 月 2 8 日 1 4 時 0 4 分宣告
- 4 . 応集委員 全委員
- 5 . 出席委員 ( 9 名 )
  - 委員長 幕別町 本保証喜
  - 副委員長 忠類村 杉坂達男 更別村 渡辺春雄
  - 幕別町 瀨瀨太郎 若原輝男
  - 更別村 赤津寛一郎 鈴木英治
  - 忠類村 南山弘美 村上富二
- 6 . 事務局
  - 事務局長 金子隆司 事務局次長 阿部義昭
  - 総務広報班長 飯田晴義 総務広報班員 森範康 和田智旭
- 7 . 議案
  - 議案第 4 号 新町名称候補選考に関するスケジュールの変更について
- 8 . 案件
  - 議会議員の定数任期に関する 3 町村の検討状況について
  - 選挙区定数の選択パターンについて
- 9 . 会議録署名委員の指名
  - 更別村 赤津寛一郎 鈴木英治
- 10 . 傍聴人 ( 4 人 )

# 議事の経過

(平成16年6月28日 14:04 開会)

## [開会]

議長(本保証喜) 本日は時節柄、大変お忙しいにもかかわらず、お集まりを頂きまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速でございますけども、お手元の議事日程に従い、進めさせていただきますので、よろしく願いを致します。

それでは、全委員の出席がありますので、小委員会規程第6条第2項の規定により、ただ今から、第2回新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会を開会致します。

直ちに、本日の会議を開きます。

## [会議録署名委員の指名]

議長(本保証喜) 日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

会議運営規程第6条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に、更別村の赤津委員、鈴木委員を指名致します。

## [議案第4号 新町名称候補選考に関するスケジュールの変更について]

議長(本保証喜) 日程第3、議案第4号「新町名称候補選考に関するスケジュールの変更について」を議題と致します。

事務局より説明を致します。

阿部次長。

次長(阿部義昭) 議案第4号「新町名称候補選考に関するスケジュールの変更について」ご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き頂きたいと思います。

網掛けになっておりますところが、今回、ご変更を頂く部分でございますが、の『公募期間』につきましては、前回の小委員会におきまして、「住民説明会が終了致しましたあとに公募期間を設けることで、より新町のイメージに<sup>ふさわ</sup>相応しい応募が見込まれるのではないか。」との理由から、住民説明会後の8月1日から8月31日までと決定されたところであります。

しかしながら、去る25日の第6回十勝中央合併協議会におきまして、事業計画の変更が決定され、住民説明会の日程を7月から8月に1カ月程度、<sup>の</sup>延ばすこととされましたことから、新町の名称公募期間につきましても、1カ月遅らせまして、9月1日から9月30日までの間とさせていただきます。

これに伴いまして、 にございます『有効・無効の仕分け及び集計』、さらに『候補の絞込み』、 の『協議会への報告』等につきましても、順次、繰り下げを致しまして、最終的に の『協議会の報告』は、11月中旬とする予定のスケジュールの変更ということをございます。

以上をございます。

議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、ご質問、ご意見をお受け致します。ございませんか。

（なしの声あり）

議長（本保証喜） ご意見、ご質問がございませので、議案第4号「新町名称候補選考に関するスケジュールの変更について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（本保証喜） 異議がありませんので、第4号は、原案のとおり決定されました。

#### [議会議員の定数任期に関する3町村の検討状況について]

議長（本保証喜） 日程第4、「議会議員の定数任期に関する3町村の検討状況について」を議題と致します。

はじめに、更別村の状況について、お願い致します。

副委員長（渡辺春雄） 更別村ですけども、合併特別委員会で一度だけ、粗々の議論だけ致しておりますけれども、8割方、失職選挙という意向が強いです。

あとは、在任もあってもいいのではないかという少数意見であるだけで、そのあとは、まだ皆さんと少し協議を重ねてからということで、保留状態になっているのが現状をございます。

以上をございますけれども。

議長（本保証喜） 次に、忠類村の状況について、お願い致します。

副委員長（杉坂達男） それでは、忠類村の状況について、ご報告を致します。

前回のこの会議の申し合わせどおり、11月に向けての検討ということでありましたので、1回だけの、特別委員会に話題として提供しております。その段階では、おおむね、在任特例適用を支持されているように判断しております。

一方、住民検討会議では、在任特例を採用したらどうかという意見を頂いております。

以上であります。

議長（本保証喜） それでは最後に、幕別町の状況につきましては、私の方からお話をさせて頂きたいと思致します。

更別さん、忠類さんと同じく、特別委員会の中で、いわゆる中身の説明を十分

頂きまして、その後、私どもの議会では、いわゆる、それぞれ会派組織をもって議会運営にあたっているところをごさいますして、その会派の代表者の方々に、会派内の意見を十分集約するようというふうな、お願いを致しまして、2回ほど会派の代表者会議をやっているところをごさいますけども、現在のところ、まだ結論が出ておりませんで、検討中のごさいます。

ただ、両委員の方からお話がありましたように、私どももスケジュールに合わせて、当然、十分間に合うように考え方をまとめていきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（本保証喜） ただ今、3町村の検討状況について発言を頂きましたが、委員の皆さんにご意見がございましたら、お願いを致したいと思ひます。

特にございせんか。

瀬瀬委員。

委員（瀬瀬太郎） あえて聞くなれば、この3町村の有権者の関わり方なんですけど、当然、有権者の数、3町村<sup>おの</sup>自ずから違ふと思ひなんですけども、最終的にはどこかの部分では、住民に<sup>ゆた</sup>委ねる部分が出てくるのかなと、こう察しするところだす。

ただ、いかんせん、幕別の場合だけ取り上げると、今回の参議院選挙の中で、有権者が、もう2万人を超えているといった状況の中で、住民の意見を取り上げる分子の部分、分母から分子の部分の関係で、やはり、この確率というんですか、それを分子を分母で割ったときの確率が、かなり低くなる部分で、本当に中身のある声<sup>おの</sup>が聞こえるかということになると、必ずしも2村のことは、ちょっと異なる部分があるかと思ひます。

そんな関係で、よく、これ以外のことでも論議になつてゐるんですけども、住民の方たちの話も含めてですね、当然、議員さんは我々の代表、付託されている部分で、おおかた議員さんに委ねる部分もあるから、力一杯、その努力をしてくれ、検討もしてくれと。間違いない選択をしてくれというのは、その意見の中でですね、ある部分は選出議員に対する期待感というんですか、どちらかという、そういう方向に行くのではないかと。

1回、1回、住民に、この問題を、意見を聞きながら、そしてそれに影響される部分もあるけど、なかなかそれを取り上げる部分が多少、少ないというんですか、あるもんですからですね、この辺が3町村との検討、この問題に関わる検討の、性格がちょっと異なるもんですから、この辺のこと、いかがなものかなと思ひて、ちょっと今、聞いているところなんです。

議長（本保証喜） どうでしょう。この問題については、できればですね、これは私、委員長としての考えなんですけども、学識経験ということで出ておられる4

号委員の皆さんのご意見が頂ければ、非常にありがたいのかなと、こんな気が致しておりますけども、どうでしょうか。

若原委員。

委員（若原輝男） この席も議員さんが多く参画されていて、一般の方は3人だけなものですから、ちょっと私としてはスカッともの言えるかどうかというのは、大変疑問なところなんですけども、ただ、議員さんの取り扱いについて、この場である程度、例えば、定数を含めて任期だとかということまで審議をしなければならぬわけですよ。

本日は、どこまでやるかということなんですけども、その入口の段階ぐらいかなと思うんですけども、その中でもやっぱり議員の定数をどうするか、それから任期を在任にするとか、はじめから解散をして、更別さんの方からお話がありましたように、即、失職で選挙をやるというお話もありましたし。

また、議員さんの現任期につきましても、例えば、忠類さんであれば、明年、選挙の時期になっていましたですよ。私どものところは19年までであるというようなことがありますから、任期を延ばすことについてもどうなのか。その辺のことも含めてお話を聞き、そして検討していったらどうかなと思っているところですよ。

それから一般の住民の皆さんのお話というのは、今、瀬瀬委員さんからお話がありましたけれども、議員さんサイドのお話は割と、それから議員さんに向けてのお話は聞く機会もあるのかなと思いますけども、一般的にはどちらかといえば、私の町では関心が薄いのかなと。それから、どちらかといえば、だいたい、簡単に言えば淡々と進んでいくのではないのかなというようなことを期待しているような、私は感じているわけですよ。

そんなところで、本委員会として、どう取り組むのかということ、最初に、ただ、様子見だけで過ごすということでない方が、きちっと方向を決めて進めてもらえればいいなと思うんですけども。

以上です。

議長（本保証喜） どうぞ。

委員（鈴木英治） 今、質問がありましたけど、私どもは議員さんとの立場が違いますからなんですけども、各、三つが一つになるということは、新しい町をつくるということであって、議員さんが地域からどれだけ声を取れるかということになると思うんですよ。

そして、先ほどうちの議長さんが言いましたように、まるっきり新しいんですから、新しい人で、新しいまちづくりをしなければならないと思っているんです。

その議員さんがどの程度、この話で議員さんの定数とか、任期だとか、そこ

だけでしたらちょっと話が違うんですけどもね、今後、大きいとこと小さいとこで、議員さんがいなければ、やっぱり更別あたり、うちらとしても、やっぱり何か行政のこと頼るといって、やっぱり議員さんと。この議員さんがいなくなれば、全然話が入ってこないと。お願いするとか、自分たちがやれることはやっても、やれないことを頼みにいこうということになると、その辺の話が全然通じなくなる。

この行政と議員さんとの話は、その辺、どこまでいっているのかちょっと分かりませんが、そういうことで、僕はやっぱり新しいときは、定員は別として、議員さんも新しい気持ちでやって欲しいというのがあります。

そして住民もそれぞれの苦しみというか、いろいろ負担がかかるんですから、議員さんもそれなりの、そのままではちょっと我々も納得がいかないのかなと、そんな気がします。

議長（本保証喜） ほかに、ご意見ありますか。

瀬瀬委員。

委員（瀬瀬太郎） 今、2村の議長の話だと、住民検討会議がどこのところでも、この問題を取り上げて検討しているというような話なんですけど。若原委員もうちの方の住民検討委員の会長さんですか、副委員長さんですか。そんなことで、若原委員に聞いた方がいいのか、こういう問題、取り上げていないですよ。

議長（本保証喜） 若原委員。

委員（若原輝男） 私たちの町の検討委員会は、任意協議会が発足した時点で、だいたい終わりということになって、その後は続けていくということで、今、継続はしていますけども、その中身としては検討委員会というよりも合併協議会の進行状況の報告の場といったような形のもので、今までのところ、協議会が発足してから2回、検討会議が開かれておりますけども、今、議題になっているようなことまでは進展しておりませんので、また検討の課題としても上がっておりませんので、せっかくのお問い合わせでしたけども、現況はそういう状態で、お答えになりませんが、進んでいないということです。

議長（本保証喜） 渡辺委員、どうぞ。

副委員長（渡辺春雄） 更別村の場合はですね、住民検討会議の意見が出た分をちょっと特別委員会で、ちょっと頂いて精査しているんですけども。

やはりアンケート調査、3町やりましたよね。そのアンケート調査のやっぱり比率が1番高いのが議員の数の問題。それが一番、財政効果が出るだろうというようなことの中から、やはり失職選挙。中に意見にはこういう意見もありますね、失職選挙でも小選挙区制をひくべきではないかということとか、あとは、そうは言いながらも在任がいいのではないか。

こんな形で、住民検討会議では、これで行けと決めているわけではなくて、今

のところ、おおむねの考え方が出ておるだけですからね、まだまだ、特別委員会にしても、また、そういう議論を重ねていかなければならんのかなと思うけど。

いずれにしても、議会だけでは僕は決められないんじゃないのかなというところも、ちょっと持っているんです。やっぱり住民の声をどうやって把握するのかなという、その辺がやっぱり一番大事なのかなと思ってはいるんですけども。

以上でございます。

議長（本保証喜） 瀨瀨委員。

委員（瀨瀨太郎） ちょっと事務方にも聞きたいんですけども。

8月に住民説明会がある中で、当然、こういったものも進捗<sup>しんちよく</sup>、多少こう、今より進んでいると思うんです。

そういうときに、住民説明会の中では、いろんなことも聞く中で、この問題ですね、やっぱりさわると思うのです。それを一方的な事務方の説明である場合と、そのときの機会にですね、こういうことはいかがなものか、こういう問題はどうしましょうかというような、住民に逆に問いかけるような住民説明会議であって欲しいなというようなことも考えられるんですけど、いかがなものでしょうか。

議長（本保証喜） 阿部次長。

次長（阿部義昭） お答えを申し上げますが、この件につきましては、非常にデリケートな部分も含んでいると思います。

住民説明会には、前回の法定協議会の中でもご説明申し上げましたが、新町の将来構想と、それまでに決まりました部分の協定項目等のご説明を基本にして、事務局というか、十勝中央合併協議会の主催でということですが、そのあとのご意見等をお聞きする分については、各町村のお考え方次第の中でですね、割り切って、その町村の中でご意見を聞くなり、意向を確認するなりという部分と、分けての開催が一番いいのではないかというふうにも、この間もご説明申し上げた部分なのですが。

そういった形でいきますことからいきますと、今、瀨瀨委員さんのおっしゃられましたこの形も、お聞きすることができれば一番いいんですけども、その微妙な部分からいきますと、非常に難<sup>むずか</sup>しいという部分があるかと思います。

議長（本保証喜） 今の瀨瀨委員の関係なんですけども、これは住民アンケートもっておりますし、スケジュールを逆算していきますと、この問題については、11月協議会に提案ということになりますんで、本小委員会としては10月いっぱいには、小委員会としての結論を出していかなければならないということになるかと思いますが。

したがって、各村議会、町議会との平衡性<sup>へいこう</sup>を考えながら、結論を出していきたいという考え方、基本的にあるもんですから、それぞれの議会の考え方をまず、

遅くても9月いっぱいぐらいには結論を出して、早ければ8月いっぱいぐらいだったら、可能であれば、なお、いいのかなというような気も致しておりますけども、なお皆さん方のご意見を頂きながら、精査をしながら進めていきたいと思っておりますけども。

それで小委員会の中では、本格的な論議になるのは、その前の9月、10月になるのだろうと、そんなように考えております。別に、早いことにこしたことはないんですけども、ただ、問題が問題なだけに、十分議論をして頂きながら、一つの結論を出していきたいと、こんなように考えているところであります。

ほかに何か、この件に関してご意見がございましたら。

はい、赤津委員。

委員（赤津寛一郎） どういうふうに、これからこの委員会、せっかくある委員会だからね、もう少し、私も一委員としてね、ご意見を申し上げたいと思うんですが、議会の報告はだいたい分った、今の段階までは。それから、住民のやつもやっぱり報告してもらおうように。

どうでしょう。住民も、その町その町でとりあえずあるでしょう。幕別さんも更別も忠類さんもあると思いますので、その辺も<sup>へいこう</sup>並行して、住民の方の意見はこうだと、議会の方の委員会の方のあれはこうだというようなことで、ある程度、やっぱり先ほど言われたように、議員以外の方が3名しかいないんで、この辺もやっぱり、発言のあれからいくと、やりづらい面もあると思いますので、我々が努めて、そういうことも含めて対応しなければと思うんですが。

議長（本保証喜） もちろん、そういう手法が取れば一番いいのかなという気が致しております。

ただ、更別さん、忠類さんについては、それぞれ検討会議みたいなものがございまして、そこで検討されたものが、また特別委員会でも、そのことについて議論をされているということでございますから、それはそれで大変意義があるんだろうと思いますけども。

たまたま幕別町の場合は、そういった手法を取っておりませんので、やっぱり参考にするとするならば、アンケート調査の中身をまず重視、尊重していきたいということと、あわせて議員の考え方、これはきちっとまとめて小委員会に<sup>のそ</sup>臨み、そして小委員会におられる、いわゆる一般学識の皆さんのご意見もしっかり頂いて、そして小委員会としての結論を出していきたいと、こんなふうに考えております。

ただ、赤津委員が言われたように、せっかく更別さん、忠類さんについては、そういうものがあるんでありますから、そこら辺は貴重な意見ということでね、それぞれ取り組んで頂ければありがたいのかなと、こんなように思っております。

議長（本保証喜） 赤津委員。

委員（赤津寛一郎） アンケートも出ていますから、そう言われると、それはそれで分りました。

こういう会議を何回かこれから開いていかなければならないんでしょうが、この議員定数については、特にどうも延ばしすぎるんでね、もう少し早急な、10月という線なら、何回ぐらいやっぱりやっていくか。ただ、10月でやるからということになると、またこれ、やっぱりそのまんま、決して事務局で延ばすという意味ではないですよ。ないですけど、それぞれの議会で、スケジュール的な段階の中で、なかなか日程が、むしろ尻を叩くようなあれでないと、進んでいかないのかなとも思うんですよ。

議長（本保証喜） それらについてはですね、それぞれ各委員の皆さんが自覚して頂いて、鋭意努力をして頂くということで、まずは、それぞれの議会の考え方を、今、検討中という状況、主にそんな感じでございますので、うちの議会はこういうことなのですよと、まずきちっと明言できるような形になるのがいつなのかなと。

先ほど申し上げましたように、逆算していくと、それがやっぱり遅くても9月いっぱい、あるいは8月いっぱいぐらいにそういったものが出てくると、スケジュール的には11月の協議会に提案できるのかなと、こんなふうに思っております。

委員（赤津寛一郎） はい、分りました。

議長（本保証喜） ほかに、ございませんか。

村上委員。

委員（村上富二） いろいろ3町村の様子を聞きまして、だいたい分かりましたが、うちの村だけが割と議会の方と、それから地域推進検討会議の方からの結論というのが、ある程度一緒になって出ているわけですね。あと、更別さんは選挙をする方が強いようですね。あと、幕別さんは、はっきりしたものが、まだ出ていないので、アンケートの中身を重視したり、議員の考え方を中心にしてまとめていくと。

これで忠類としては持ち帰っても、ちょっとよその町村の方が具体的に出てこなければ、検討、また忠類がしようと思ってもできないというか、しばらく人の進み具合を見ているしかないという感じになっちゃうんですね。

ですから、忠類としてはやっぱり、更別さん、幕別さんは、こういう意見だよと。忠類はこういう意見だと。さて、そういう中で忠類はどうするのかというのは、この後になってくるわけですよ。ですから、やっぱり幕別さんと更別さんのはっきりしたものが早く上がってくればいいのかと、私なりにはそう思います。

以上です。

議長（本保証喜） 暫時、休憩致します。

14：34 休憩

14：37 再開

議長（本保証喜） 休憩を解いて、再開を致します。

休憩中にですね、更別さん、忠類さんの副委員長さんと、相談をさせて頂きました。

それぞれの議会の考え方を8月いっぱいぐらいをめぐりに、まとめてみましょう。それをしてですね、小委員会にその報告をし、必ずしも、それぞれの議会の考え方がイコール結論ではなくて、それを一つのたたき台みたいな形になろうかと思うんですが、小委員会で本格的な議論をして頂きたい。

8月いっぱいですから2カ月ぐらいあると思うのですが、その間に何回か会合を持つようになると思いますけども、小委員会で結論を出して頂いて、11月の協議会に提案に持っていけるように努力していきたいと、こういう確認をしたところでございます。

あとあの、このことについて、何か皆さんの方から、まだ良い方法があれば、発言を頂きたいと思います。

それでは、この件につきましては、本日はこの辺で止めさせて頂いてよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

議長（本保証喜） それでは、本日はこの辺で、この件に関しましては、止めさせて頂きます。

#### [選挙区定数の選択パターンについて]

議長（本保証喜） 日程第5、「選挙区定数の選択パターンについて」を議題と致します。

事務局より説明を致します。

阿部次長。

次長（阿部義昭） 日程第5、「選挙区定数の選択パターン」につきまして、ご説明申し上げます。

議会議員の定数任期等の関係につきましては、通常で申し上げれば、いわゆる設置選挙、さらに定数特例の適用、在任特例の適用等ございますが、その部分につきましては、通常のパターンで考えられるところでございますが、さらに本日につきましては、取り扱いを検討頂くにあたりまして、選挙区を設けることも選択肢の一つと考えられますことから、計算的な部分も含めまして、今回この資料を提出させ

て頂いたところでございます。

資料の方の2ページをご覧頂きたいと思うのですが、一番上の表につきましては、3町村議会の現状を載せたものでございます。条例定数、現員数、法定の定数、さらに任期と、載せさせて頂いております。

2番目の「パターン」から一番下の「パターン」までの表が、選挙区を設けた場合の『1票の格差』を整理してございます。

「パターンの」につきましては、仮に選挙区を設置した場合の選挙区定数を幕別町21、更別村3、忠類村2、合計26としたものでございますが、この場合における1票の格差につきましては、C欄の「定数あたり人口」の一番多い幕別町の1,156人を一番少ない忠類村の902人で割り返した数値、つまり1.3が、1票の格差となるものであります。

「パターン」につきましては、選挙区定数を幕別町20、更別村3、忠類村3としたものですが、この場合における1票の格差は、2.0となります。

以下、「パターン」が、幕別町19、更別村4、忠類村3であります。1票の格差は、2.1となります。

「パターン」は、幕別町18、更別村5、忠類村3であります。1票の格差は2.2となります。

「パターン」ですけれども、幕別町17、更別村6、忠類村3であります。この場合は、2.4となります。

最後の「パターン」は、幕別町17、更別村5、忠類村4であります。この場合は、3.2となります。

このように、六つのパターンということで見てまいりますと、2倍未満がパターン、2倍以上3倍未満がパターンからで、パターンについては、3倍を超えることとなります。

そこで、1票の格差がどこまで許されるのかが問題となるところであります。過去の最高裁の判例を3ページに載せておりますので、資料3ページ、ご覧頂きたいと思います。

表を二つ載せてございますが、上が衆議院議員選挙、下が参議院議員選挙にかかる判例でありまして、これを見ますと、衆議院では3倍、参議院では5倍程度が違憲・合憲の分岐点といわれるのではないかと考えられます。

次に、4ページをご覧頂きたいと思いますが、ここには、『衆議院議員選挙区画定審議会設置法』という法律を載せてございます。第3条第1項をご覧頂きたいんですけれども、そこに「選挙区の改定案の作成は、最も人口の多い選挙区と最も人口の少ない選挙区の比率が2以上とならないようにすることを基本とする。」と、されているところであります。

このように、判例では3倍が分岐点といえますが、法律上の規定から見ますと、

選挙区を設けるにあたっては、1票の格差を2倍未満とする必要があると思われる  
ところでありまして、今回、六つのパターンをお示しは致しましたが、2ページに  
お戻りを頂きまして、2倍未満ということからいきますと、<sup>ゆいいつ</sup>が唯一の選択肢とな  
るうかという形になるうかと思えます。

以上でございます。

議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、ご質問、ご意見をお受け致します。

はい、渡辺副委員長。

副委員長（渡辺春雄） 事務局あの、人口比率が違う、人口数が違うんですね、  
そのパターンによって。これは、どんな調査になっているんですか。

12年の国勢調査は、は更別村3,291でしょう、になると822になっていま  
すよね。

議長（本保証喜） 阿部次長。

次長（阿部義昭） これにつきまして、想定を致しました選挙区内の議会議員定数  
で割り返した結果の数字がCの欄に書かせて頂いております関係で、総人口その  
ものは、平成12年の国勢調査を適用しております。

議長（本保証喜） よろしいですか。

ほかにございませんか。

瀨織委員。

委員（瀨織太郎） 資料の3ページの、今の最高裁の判決というところで、今、格  
差の問題で、2倍未満は法律上は違憲ということでしょうね。そういう言い方を  
したのですけど。この資料を見ると、その判断、合憲、合憲って、2倍以上にな  
っても合憲に判断されている部分というか、これはどういう意味合いなんですか。

議長（本保証喜） 総務班長。

班長（飯田晴義） 3ページにつきましては、最高裁の判例を載せたものでありま  
して、これは訴訟<sup>そしゅう</sup>が起きまして裁判になります。その結果としてですね、ここに  
あるような1票の格差、例えば、衆議院であれば2.92は合憲、しかし、3.18にな  
ると違憲というような結果が出たということであります。

これはあくまでも、裁判によって出た結果であります。これは当然に、一つ、  
判例といいますのは、法律と同じ、同等の扱いになりますので、このことは当然  
意識しなければならないだろうと。

しかし、もう一つですね、衆議院議員選挙区画定審議会設置法という法律があ  
りまして、この中では衆議院のですね、選挙区の1票の格差が2倍未満になるよ  
うに選挙区の<sup>くかくわり</sup>区画割をしなさいというふうになっておりますので、判例は判例と  
して当然、法律の扱いはされますけども、もう一つの法律の中では2倍未満とい  
うことが<sup>うた</sup>謳われておりますことから、これから選挙区をつくる場合については、  
このことを当然に意識していかなければならないだろうと。

でないとですね、仮に2.5倍が、違憲判決が出ていないから2.5倍でもいいんだということになりますと、現にこういう法律がある中で、その法律の精神を侵したような選挙区定数の定め方が、果たしていかななものかと。そういう意味でございます。

以上です。

議長（本保証喜） ほかにございませんか。

若原委員。

委員（若原輝男） 先ほど、阿部さんから説明がありました定数の関係でね、本文の部分で、基本の部分だけで終わってしまったものですから、その後ろの方にちょっと緩和というか、考慮項目もついているんで、その部分も含めてお話をして頂いた方が良かったのかなということです。

要するに2名以上にならないようにというのを基本にすると、いっているのだけれども、次の方にいって行政区画だとか、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して、合理的に行わなければならないよというのがありますので、2倍にこだわるというのも、ちょっとどうかと思いますんで、これからの我が町で考えたときに、その分も、一つ入れておく必要があるんじゃないかと思いましたが、お伺いを致しました。

議長（本保証喜） 総務班長。

班長（飯田晴義） この3条のですね、「基本とし、」以下の文言でありますけれども、2以上とならないことを基本としながらですね、ただ、区画割りをする場合においてはですね、行政区画をですね、まっ二つに割るなんてことは、なかなかできない、町ごと、まるまる入れてしまうというようなことの方が、より選挙区を設定するうえでは都合がいいというか、合理的だというようなことがあったりですね、あるいは交通事情が非常に悪いところ、単に地図上からですね、くっついている、連たんしているから、そこだけを一つの選挙区にしてしまうということも、かえって不合理であろうということで、これらのこともですね、勘案しながら区画割りをすべきだというふうに解釈しております。

以上です。

議長（本保証喜） よろしいですか。

赤津委員。

委員（赤津寛一郎） 私も2倍にこだわっているということについては、これは道内では月形の方だったかな、あそこは3倍以内のあれでやっていますよね、確か。月形だと思ったな、伊達ですか。

そんなようなことで、確かに、今すぐ結論を出すものではないのですが、もう少し検討させてもらうようなことで、2倍は2倍、十分理解はするんですけど、そのほかに、やはり小規模町村というか、小さい町、その辺が合併の基本的な項

目である譲り合いとか、いろんな面のそういう部分も若干、色濃く出してもらいたいところもあるんですよ。

ですから、そういうことも含めて、このことについては、まだ、その前のどんな選挙の形にするか、さっき言ったように継続的になっていきますので、このことについてはもう少し、頭出し程度でひとつ、今日は、その程度で抑えて頂きたいなというふうに思っています。

議長（本保証喜） 総務班長。

班長（飯田晴義） ちょっと説明不足だったかと思えますけども、今回お示しをした定数の考え方といいますのは、例えば、原則によって選挙をするという結論になった場合、その1回限りにおいてはですね、人口配分によらなくても定数を定めることができますして、今回お示ししたのは、その選挙が終わったのちの2回目の選挙における定数の定め方ということで、お示しをしたところであります。

最初の選挙につきましては、前回の資料の中でお示しをしたようにですね、原則、あるいは定数特例を採用した場合においては、人口配分によらずにですね、選挙区ごとの定数を定めることができるというふうな公職選挙令の規定がございますので、必ずしも人口配分によらなくてもよろしいということになっております。

以上です。

委員（赤津寛一郎） そのように、理解しました。

議長（本保証喜） いいですか。

村上委員。

委員（村上富二） 更別さんの意見とまったく同じなんで、重複ちようぶくするんで言いませんが、そんなことで、このとおりでなくて、やっぱり人口の少ないところに、やはり少しの傾斜があるようなね、そんな形で決めて欲しいなという、これはそこまでいってませんが、そういう気持ちであります。

議長（本保証喜） ほかに、ご意見ございませんか。

（なしの声あり）

議長（本保証喜） ご意見、ご質問がございませんので、この件に関しては、本日はですね、この辺で止めさせて頂きたいと思えます。

#### [次回の日程]

議長（本保証喜） 次回の小委員会につきましては、各町村における議会議員の定数、任期に関する審議状況を見極めながら、先ほど8月いっぱいということで、申し合わせできておりますので、そこら辺で開催を致したいと考えております。

なお、日時が決定次第、後日、文書にてお知らせ申し上げますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

[閉会]

議長（本保征喜） これで本日の日程は、全部終了致しました。

本日の審議結果につきましては、小委員会規定第9条の規定により、7月23日に開催予定の第7回協議会に、私の方から報告させていただきます。

以上をもちまして、第2回新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会を閉会致します。

ご審議を頂きまして、誠にありがとうございました。

14:53 閉会

議事の経過は協議会事務局で作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成16年7月21日

議長（委員長）                      本 保 征 喜

署 名 委 員                         赤 津 寛一郎

署 名 委 員                         鈴 木 英 治